

## 「会津若松市新斎場整備基本方針（案）」へのご意見を募集します

### ～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

会津若松市の斎場は、平成元年4月に供用開始され約35年が経過し、火葬炉を始めとする設備や附属施設の老朽化が進んでいる状況にあります。

その対策として、これまで定期的な点検や計画的な改修を実施してきましたが、抜本的な対策として、新たな施設の整備が必要となっていることから、今後の新斎場整備の考え方を「会津若松市新斎場整備基本方針（案）」としてまとめましたので、その内容に対するご意見（パブリックコメント）を募集いたします。

意見がある方は、次のとおり提出してください。

#### ■ 公表・意見募集期間

令和6年2月9日（金） ～ 令和6年3月11日（月） ※最終日午後5時必着

#### ■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に通勤、通学する方
- ③ 市の区域内で活動する個人または団体

#### ■ 意見の提出方法

- ・ 所定の様式（閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用するか、任意の様式に氏名、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を記入し、市民課まで直接持参するか、電子メール、ファクス、郵送により市民課まで提出してください。
- ・ 住所または所在地が会津若松市以外の方は、上記の②または③のうちで該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。

※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※ 匿名や電話での意見の提出は受付できませんのでご注意ください。

※ 提出していただいた書面はお返ししませんのでご了承ください。

※ お寄せいただいたご意見については公表しますが、氏名など個人情報が公表されることはありません。

※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承ください。

#### ■ 意見の提出先

- ・ 持 参 市役所栄町第二庁舎 1階 市民課  
（土・日曜日、祝日・休日を除く午前8時30分～午後5時）
- ・ 電子メール [simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)
- ・ ファクス 0242-28-4579（市民課直通）
- ・ 郵 送 〒965-8601 東栄町3番46号 市民課 宛

## ■ 閲覧場所

素案の内容は、会津若松市ホームページ (<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>) に掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	市民課（栄町第二庁舎1階）	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 （祝日・振替休日を除く）
2	市政情報コーナー （追手町第二庁舎2階）	//
3	湊市民センター	//
4	大戸市民センター	//
5	北市民センター	//
6	南市民センター	//
7	一箕市民センター	//
8	東市民センター	//
9	北会津支所（まちづくり推進課）	//
10	河東支所（まちづくり推進課）	//
11	生涯学習総合センター（会津稽古堂）	月～土曜日 午前9時～午後7時 日曜日 午前9時～午後6時 （休館日を除く）

※ 本件に関するお問い合わせは、市民課（下記）までお願いします。  
（市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がおらず、詳しいお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。）

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 市民部 市民課  
TEL：0242-39-1229（直通）